

第 2 回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成 16 年 3 月 23 日（火）午後 3 時～同 6 時

場所：弁護士会館 16 階来賓室

出席者：（委員）

副議長 井手雅春（株式会社朝日新聞社（大阪本社）社会部）
片山善博（鳥取県知事）
清原慶子（三鷹市長）
高木剛（UIゼンセン同盟会長）
土屋美明（社団法人共同通信社論説委員・編集委員）
中川英彦（京都大学法学部教授）
長谷川真理子（早稲田大学政治経済学部教授・理学博士）
議長 宮本一子（社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会生活研究所所長、川村学園女子大学講師）
毛利甚八（作家）
吉永みち子（ノンフィクション・ライター）

（日弁連）

会長 本林徹
副会長 田中敏夫 軍司育雄 尾崎純理 藤井克巳 市川茂樹
次期会長 梶谷 剛
次期副会長 岩井重一
事務総長 大川真郎
次期事務総長 山岸憲司
事務次長 酒井幸 藤井篤 福島進
広報室囑託 兼川真紀

以上 敬称略

議 事 概 要

1 開会

1) 本林徹日弁連会長挨拶

次年度役員を紹介

12 月 22 日開催の第 1 回市民会議は、大変和気あいあいの雰囲気の中で、日弁連の活動、あるいは弁護士に対する辛口の話、いろいろございましたが、忌憚ないご意見を頂戴して、私ども大変感銘をいたしました。私が前回よりも心なしかニコニコしているのは、3 月末で

任期が終了するという事情によります。そういうわけで、4月1日から就任されます梶谷剛会長以下新執行部をご紹介します（以下、梶谷剛次期会長・岩井重一次期副会長/東京弁護士会会長・山岸憲司次期事務総長を紹介）

司法改革の現状

100年に一度と言われる大きな、激しい司法改革が進んでおりますが、この4月1日の新年度から具体的に始まる新制度がございます。1つは法科大学院で、既に68の法科大学院が全国で発足し、総人数で5,600人ぐらいの学生が学び始めます。弁護士を含めた法曹の増員と質の高い教育を目指して、原則3年間の法曹専門の教育機関として発足します。従来の法学部中心型、司法試験一点集中型から、社会人を含めた多様な経歴を持った方が入学し、じっくりと幅広い教育を受けることになると思います。多様なバックグラウンドを持った良い法曹の養成という、大きな希望に基づいて発足いたします。

弁護士制度では、原則禁止されていた公務員・公職との兼職が、届出だけでできるようになります。弁護士の資格を持ったまま公務員になれる道が開かれました。企業の役員・取締役になるのも、従来弁護士会の許可を必要としていましたが、全て届出制になり、弁護士が自由に社会に進出できる道が開かれました。

弁護士報酬も、弁護士会が決めた報酬規程が廃止され、これからは、弁護士と依頼者の自由な交渉のもとで決められるという、報酬制度の自由化が始まります。

弁護士会の会務運営の透明化のためには、綱紀・懲戒制度も市民委員から成る綱紀審査会を新設するなど思い切って透明化しました。日弁連の総会も、どなたでも来てごらんになれるという、総会の公開まで踏み込んで改正しました。これらの新制度が、4月1日弁護士法改正の施行に伴い、発足いたします。

司法制度改革審議会の議論からはじまってから足かけ5年になりますが、司法改革の論議を重ね、様々なつばぜり合いがございましたが、その議論を踏まえた司法改革法案が、今、国会に上程されております。これから6月までにかけて、国会で仕上がっていくと思いますが、今まさしく総仕上げの時期になっております。そういう意味で、これから司法の世界は大きく動き、変わっていくことになりましょう。

最近の日弁連の活動の特徴

2003年度の日弁連活動の特徴をご説明いたします。資料13を御参照ください。

人権救済申立事件に対する勧告や要望を行った件数は、昨年1年間で158件になりました。地元の各弁護士会の事件を合わせると、全国で700件ぐらいになると思われます。裁判では解決がむずかしいような、しかし非常に重要な人権侵害問題を、日弁連が、一般の国民の方から救済申立を受けて調査をして、人権侵害があると考えれば、公的機関や企業などの侵害者に、要望や勧告を出しているものです。日弁連が勧告などを出した場合は、大きなものについてはほとんど新聞報道されるので、そういう意味でも社会的影響が大きい活動のひとつです。

2つ目は懲戒件数です。2003年には、1,127件の懲戒請求がありました。この数の中には、もとより不相当な行為に対するものの他、例えば、ある弁護士を懲戒しなかったということで、懲戒委員会のメンバーそのものをまた懲戒申立するなどのものもごございます。いずれにせよ、件数の増加は、市民と弁護士の接点が非常に多くなり、また弁護士に対する期待のレベルが高くなってきており、それだけ注目されまた見る目も厳しくなっていることを示すかと思えます。弁護士会が懲戒不相当との結論を出した場合の、懲戒請求者から異議申出のあった件数ですが、約500件ほどです。懲戒不相当件数の約半分近くに異議が出されているということです。

3番目に、会長声明・意見書についてご説明いたします。「意見書」は、重要な諸テーマについて、対外的に意見を表明したり、プレゼンテーションを行う場合、担当委員会や会長、副会長だけでなく、全国71名の理事で構成される理事会で十分検討した上で確定し、対外的に発表しているものです。2003年には、意見書は76件で、前年度より多かったわけです。会長声明は、何らかの事件がおきた時などにタイムリーに、日弁連の会長としてどういう基本的な見解を持っているのかを的確に発表するのが望ましいものについて出しています。関係委員会の意見を聞きながら執行部で内容を決めますが、これも例年に比べて格別に加え、昨年は35件でございました。

4番目に、関係諸会議の開催状況です。会長と13名の副会長による正副会長会議は、昨年度、今年度とも年間61回になりました。大体朝10時から夕方5時ぐらいまで、年間6日に1回やっているという勘定になります。かつての正副会長会議に比べると比較にならないほど増えています。全国から理事の集まる理事会は、2003年度、26回開いております。私が9年前に日弁連の副会長をやった当時は年に12回、1月に1回ぐらいでしたので、倍以上になっています。

このように、司法改革を含め様々な活動が急増していることが、この数字の増加に反映している状況をご報告申し上げて、私のご挨拶といたします。

2) 議長・副議長挨拶

宮本一子議長

会長から、前回よりも少しにこにこしてるとおっしゃいましたが、私は前回よりも少し緊張した顔をしていると思います。議長を務めさせていただきます。皆さんからいろんな意見が出ることを期待して、ご協力をよろしく願います。

井手雅春副議長

実は4月から、論説委員から社会部のデスクに変わることになりました。相変わらず司法担当ですので、こちらの仕事は一生懸命やらさせていただきます。多分労働時間が1.5倍から2倍ぐらいになるんじゃないかと覚悟しておりますが、この副議長の仕事はしっかりと務めさせていただきますと思っています。よろしく願います。

2 議事

1) 議事について

本日の議題

宮本議長

最初にお諮りしたいことが2つあります。

1つは本日の議題についてですが、あらかじめ副議長と事務局と相談をいたしまして、まず、一番大事な、現在の司法改革の動きを説明していただこうと考えております。よくご存じの委員もいらっしゃると思いますが、系統立てて、今の状況と10本の関連法案について、日弁連からご説明を伺いたい。それから、今日のテーマですが、「司法アクセスをいかに促進するか」というテーマを選ばせていただきました。これは、第1回会議で皆様の関心が高かったものです。片山委員からは、鳥取県での取り組みの資料もいただいております。これは後ほど少し説明をお願いいたします。ということで、このテーマで、議論を進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

一同異議なし

ではこういうことで議論を進めさせていただきます。

議事録の作成

もう1点が、議事録の作成についてです。市民会議規則9条によりますと、議事録を作成し、議長と出席委員2名が署名し、それを公表するということになっております。第1回については、議事録ではなくて、皆様に内容をチェックしていただいた詳細な議事概要が作成され、お手元に配布されております。ご異議がなければ、これを議事録としたいと思いますがいかがでしょうか。

一同異議なし

では、これを議事録として公表にさせていただくことといたします。

議事録署名人の決定

次に第1回の議事録の署名委員を決めたいと思います。公平に分担していただくのが良いと思いますので、出席者の、五十音順で指名させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

異議なし

では第1回を片山委員、清原委員をお願いいたします。

清原慶子委員：私は前回最後を退席していますが、よろしいのでしょうか。

異議なし

宮本議長：では、前回の署名は、お二方をお願いいたします。

資料説明（日弁連事務次長酒井幸より説明）

2) 司法制度改革の現状

宮本議長：それでは、司法制度改革の現状についてのご報告をお願いいたします。

尾崎純理日弁連副会長

「司法制度改革の現状」(資料20)にしたがってご報告させていただきます。

司法制度改革審議会での検討と司法制度改革推進本部の設置

1999年の7月、内閣総理大臣の諮問機関として、司法制度改革審議会ができました。本日も出席の高木委員をはじめとする13人の委員が、司法制度改革について2年の審議を経て、2001年6月に、審議会意見書を提出しております。この意見書の内容を実現するため、2001年秋に、司法制度改革推進法が作られ、2001年12月から、内閣府に司法制度改革推進本部が設置されました。これは3年間の時限立法で、設置期限は本年の11月末です。この3年間に審議会意見書に基づいて改革を行うという任務を担ってきたわけでございます。

現在までに行われた改革

法科大学院の設置

本格的な改革の第1は、法科大学院の設置で、02年の臨時国会で基本的な法律ができ上がりました。03年、去年の通常国会では、裁判官や検察官が現職のまま法科大学院の教授になるための法律が成立しています。この4月1日には68校が開校し、5,590人が入学する予定です。また法科大学院関連予算として25億円が計上されております。

弁護士制度改革

昨年通常国会では、弁護士制度改革として、先ほど会長から説明がありましたように、営業・公務就任の自由化、報酬規程の廃止が決まりました。これから弁護士は、事件を受けるにあたってきちんと契約をして、報酬等についても具体的に合意をした上で事件に取り組むこととなります。また、綱紀懲戒制度が改革をされました。日弁連綱紀審査会を作り、弁護士以外の委員により、弁護士会が自ら行っている懲戒がちゃんと機能しているか、審査するという制度でございます。

弁護士資格制度については、昨年の通常国会と、今国会と2度にわたる改正です。資格制度が統一され、原則として司法試験に通った者に資格を付与する制度になりました。ただし、検察庁内部で副検事から試験により登用されている「特任検事」に法曹資格を与えるという点だけ例外があります。それ以外は司法試験合格が前提となります。これまでは合格後1年半の司法修習が必要でしたが、例えば、企業の法務部・内閣の法制局勤務、国会議員など、法律業務や立法に携わる特定の経験をした人については、「事前研修」をすれば、研修所に通わなくても資格を取得できることになりました。この事前研修は、大体200時間程度で、日

弁連がこの研修を担当するということになっております。これまで大学法学部の教授、助教授等が、5年間その職にあると弁護士になれる制度がありましたが、経過措置はございますが4月1日から原則的になくなります。

外国法事務弁護士の制度については、今まで、日本の弁護士との共同経営、日本の弁護士を雇用することについては、一定の制限がありました。基本的に自由化されます。施行は来年になります。多少問題はありますが、規制が1つ緩和されていくということです。

日弁連の会務運営の透明化は、立法事項ではございませんでしたが、すでにお話のあったとおり、司法改革の一環として総会の公開などを決めております。

昨年成立したその他の法律

裁判迅速化法ができております。第一審判決を、基本的には2年以内に判決をすることを目指すもので、実施状況の検証は、最高裁の事務総局内に検討会が置かれ、ここでやることになっております。

また、仲裁法が改正されました。日本においては商事仲裁がほとんど利用されていない状態だったので、この状況が改善されればというふうに思っております。

裁判官制度の改革

「非常勤裁判官制度」が創設され、今年1月からスタートしております。弁護士が週1回裁判官となり、簡裁・地裁・家裁の調停事件を担当する制度です。裁判官の新任・再任に国民の声を反映できる「下級裁判所裁判官指名諮問委員会」が発足し、すでに活動しております。この審査で再任拒否相当の意見が出されたことから大きく報道されておりますが、このように指名諮問委員会で一度検討した上で最高裁がその意見を尊重し、裁判官の採用を決める制度です。裁判官の任用は最高裁でなされ、ブラックボックスと批判されてきました。これを改めたもので、画期的な制度です。また裁判官の人事評価制度についても、外部評価を取り入れる新しい制度となりました。さらに、各地の地裁・家裁に、法曹三者だけでなく市民も委員として参加する地裁委員会・家裁委員会が発足しました。裁判所の運営等について、ここでの意見が反映されることとなります。裁判所改革が本当に実質的に機能するか、ここでしっかり監視していく必要があると思っております。

民事裁判制度の改革

昨年、民事訴訟法・人事訴訟法・担保執行法等についての改正が行われました。例えば、医療などの専門分野について「専門員」を置く、知的財産訴訟に関しては、地裁は大阪と東京を専属管轄とする、高裁は、東京高裁1本にするという改正がされております。

また簡裁では90万円までの事件しか扱えませんでした。140万円に引き上げられております。司法書士に簡裁の代理権を与えるという改正がされ、その後この事物管轄の引き上げがされた結果、司法書士が代理できる事件の範囲が一気に広がったという非常に象徴的な改正経過でした。

家事事件の調停は家裁で行いますが、訴訟段階は、これまで地裁で行っていました。この

人事訴訟についても家裁で行うことになりました。

今国会に上程されている改革法案

知的財産訴訟関係の2法案

東京高等裁判所内に、独立性の強い知財専門の高等裁判所を作ることになりました。完全に独立した9番目の高裁をつくれという話もありましたが、このような形に落ち着きました。

知財訴訟を充実迅速化するために、調査官制度の改革、秘密保持命令の制度を取り入れ、インカメラ制度を導入する、などの改正です。本日の衆議院法務委員会で可決される予定でございます。インカメラというのは、それを証拠として出すかどうかを判断するために、秘密の問題を考慮して、裁判官だけがまずその資料を見ることができる制度です。

労働審判制度の創設

高木委員が委員をしておられる労働検討会で制度設計された新制度です。日本の労働裁判は「5審制」と言われております。労働基準法に関連するものについては、地方労働委員会・中央労働委員会を経て、地裁・高裁・最高裁と5回の審理が重ねられるという意味です。このため解決が非常に遅い。遅いと実効性がありません。そこで「労働審判」という制度を作り、審判官(裁判官)1人、審判員2人によって審判を行い、3回以内に結論を出すこととなります。確定したら裁判上の和解と同様に執行力があります。不服なら異議申し立てができますがその場合には、審判申し立てた時にさかのぼって裁判を起こしたと見なされることとなります。

判事補・検事の弁護士職務経験制度の創設

10年未満の判事補、検事が、2年間法律事務所で弁護士の経験をするという制度です。官職を離れると、戻った後、継続している場合に比べて年金・退職金などが低くなるという問題がありました。このため官民交流法類似のスキームを使い、裁判官は裁判所事務官、検事は法務事務官という身分を残すという、ちょっとイレギュラーな形になっております。しかし、裁判官や検事にとって、弁護士経験の必要性・重要性は審議会で強く指摘されたところで、曲がりなりにもこの制度がスタートします。我々としては、できるだけ判・検事が弁護士経験を希望するように、また多くの法律事務所がこれを受け入れるように、この制度を育て上げていきたいと思っております。

裁判員制度

本日は裁判員制度検討会員の清原、土屋両委員がお見えでございます。検討会では大変ご苦勞をいただきました。この制度は「国民の司法参加」の実現として位置づけられています。G8の中で、国民の司法参加制度は日本だけありませんでした。この裁判員制度は、欧米の陪審制度と大陸の参審制度をミックスしたようなものです。裁判員は、20歳以上の人を、選挙人名簿から1回限り無作為抽出で選ぶことになっており、その点は陪審制度と似ています。裁判官と共同して評議し、有罪無罪の判断と量刑も決める点は参審制度と似ています。

裁判体の数はいろいろ議論がありましたが、「裁判官 3 人・裁判員 6 人」というのが原則となり、争いのない事件で両当事者が同意した場合、裁判所の裁量で「裁判官 1 人・裁判員 4 人」というオプションの制度が加わりました。この制度の対象となる事件は、殺人などの重大事件で、年間約 2,800 件位が見込まれます。

裁判員に課せられる「守秘義務」については、評議の経過、職務上知り得た秘密を漏らしたときは 1 年以下の懲役、50 万円以下の罰金となっています。これでは守秘義務の範囲が広すぎる、曖昧でもある、そしてすべてに懲役を科す必要はないのではないかなど、問題があります。法案は今国会にかかっておりますので、民主党を中心に、これらを修正してもらおうよう、取り組みをしている最中でございます。

また裁判員になることが国民の義務とされていることに関しては、国民の理解を得る必要があると考えていますが、なるべく負担を軽減する必要があります。裁判員休暇などが実質的にとれなければならないだろうし、また、育児や介護をしている人は、育児施設・介護施設を充実して、辞退しないで参加していただけるように、制度設計をしていかなければなりません。立法後実施までの期間は 5 年が予定されていますが、ちょっと長いのではないかなというふうに思っております

刑事訴訟法改革

(刑事手続改革)

裁判員制度になると、裁判員の負担の点から、裁判開始後は連日的な開廷で短期間に終えていく必要があります。しかし被告人の防御権が軽視されることがあってはなりません。このため、裁判開始前に、検察側が持っている証拠、公判に提出して調べる証拠だけではなく検察官にとって不利な証拠も含めて事前に開示し(証拠開示)、被告人側もどこを争点にするのか、何を調べるのかをはっきりして、十分に争点を整理する必要があります。このような方向で、刑事訴訟法が改正されます。

刑事裁判が長引いている原因のほとんどは、捜査段階で作られる調書の内容の信用性が争われることが多いことによります。被告人が捜査段階で自白して、裁判が始まってから否認することがある。そうすると、捜査段階で喋ったことと、公判で話していることと、どちらが信用できるかということになります。そこで、捜査の担当官を証人として裁判に呼び取調べの経過を綿密に聞くことがやられています。裁判官は、いずれを信用すべきか聞いていますが、結局は調書を信用して有罪判決を書いているのが常態です。裁判員にそういう負担をかけられませんので、我々は、密室における取調べはもうやめ、録画・録音すべきだと主張しています。「取調べの可視化」と呼んでおります。今回の改正には盛り込まれなかったので、裁判員制度がスタートするまでの間には可視化を実現しなければならないと思っています。

「開示証拠の目的外使用」の問題についてご説明します。この改正案では、開示された証拠が公判で調べられた場合でも、審理の準備以外に使ってはいけない、使った場合は処罰することになっています。これは大変問題です。例えば、無罪を争っている事件で、裁判中は

勿論無罪が確定した後でも、「警察でこんな調書を作られた」というような批判もできません。マスコミに説明もできません。我々はここは修正しなければいけないと考えてます。

(公的弁護制度)

これまで国選弁護は、起訴後に限られていました。今度は、勾留された場合は起訴前にも、国の費用で弁護人を付けることができる制度になります。制度発足当時は、年間 6,000 件～8,000 件ぐらいの「法定合議事件」(裁判官 3 人で審理することになっている比較的重い事件)が対象となります。5 年以内に、年間 10 万件程度の必要的弁護事件(弁護人なしでは公判を開けない事件)に拡大されます。

現在国選弁護は、弁護士会が国選事件を受任する弁護士の名簿を管理し、裁判所からの連絡に基づいて弁護人をつけています。法律にはそう書かれていませんが、実際の運用はそうなっており、新たな公的弁護制度も、同様の仕組みとする必要があります。弁護人は国(警察・検察官)と対立する場合もあり、国からの独立性は非常に重要なことです。国の予算を付けなければ制度は実現しませんが、被告人の権利を守るという弁護人の使命がおろそかにされてはなりません。また我々弁護士会としては、全国どの地域でも被疑者国選の要請があればかならず弁護士を派遣しなければならない。したがって、弁護士がいない地域、1 人、2 人しかいない地域でもやらなければなりません。その点での準備が大変でございます。

総合法律支援法については、のちほどご報告と議論がありますが、この総合法律支援法によって作られる予定の「日本司法支援センター」の業務として、この公的弁護が入りました。そちらで詳細についてご議論いただきたいと思います。

(検察審査会の改革)

不起訴になった事件について検察審査会が「起訴相当」という結論を出した場合、これまでではその結論に「拘束力」がありませんでした。今度は、起訴相当の議決後検察官が再考しても不起訴を維持した場合、検察審査会は再審査を行い、再度起訴相当の結論となった場合は、その結論に拘束力を持たせ、弁護士が、指定弁護士として検察官役を担当し、公訴提起と公判維持をすることになりました。また、審査補助員という弁護士が審査会につくというような制度になっております。

行政訴訟法改革

日本が、事前調整型から事後監視型に移行していくためには、行政に対するチェック機能を強化し、国民が司法を通じて行政をチェックできるようにならなければいけない。しかしこれまでの行政裁判は非常に使いにくい。なかなか原告として認められず、裁判の対象も狭いものだったのです。今回の改革で、原告適格を拡大する、また行政に「義務付け」る、あるいは「差し止め」る、そういう訴訟もできるようになります。また、「仮の救済制度」というのもできるようになり、一定の前進があります。

しかし審議会において、この行政訴訟法改革について十分な議論がされていなかったため、今回の改革も不十分なものとならざるを得ない限界がありました。本格的な改革をするため

には、今回が第一弾ロケットで、第二弾ロケットがしっかり行われなければなりません。今回の法律成立のあとに、もう一回大きな改革をやっていかなければなりません。

弁護士報酬敗訴者負担問題

これだけは、法律を成立させる必要はないと考えております。幸い審議の順番はおそらく最後の9番目で、国会は7月参議院選挙のため6月16日が会期末で会期延長なしということですので、おそらく審議に入れないのではないかとわれております。法務委員会には、司法制度改革関連の10法案のほか、法務省提出の11本の法案、計21本が出されているという異例の状況です。

この法案は、訴訟の両当事者に弁護士がついているとき、敗訴者が相手方の弁護士報酬を負担するという合意があったときに、実際の弁護士費用全額ではないですが、その一部分を敗訴者に負担させるという制度です。しかし当事者間にはかなりの力の差がある労働事件や消費者事件には、そもそも敗訴者負担制度を絶対的に排除すべきであると、我々は考えています。修正要求等もしてございましたけれども、今回は審議入りが難しい状況とのことなので、その手当は現在行っていないという状況でございます。

以上、法案の概要をご説明いたしました。

3) 司法アクセスをいかに促進するか

宮本議長

ありがとうございました。ご質問がなければ、次の「司法アクセスをいかに促進するか」という本来のテーマに入ります。これに関して日弁連がどのような活動をしているか、その現状と、今回の改革の中で司法アクセス促進を図るための施策として策定された「総合法律支援法案」について、市川茂樹副会長、ご報告をお願いします。

説明：市川茂樹副会長（日弁連リーガル・サービスセンター対策本部・本部長代行）

(1) 日弁連・弁護士会によるリーガル・サービスの実績

資料9-2「日弁連・弁護士会によるリーガルサービスの実績」に基づきご報告させていただきます。

弁護士常駐型公設事務所の設立状況（資料1頁）

これは、「ひまわり基金法律事務所」と呼ばれている、弁護士過疎地に日弁連の援助で作られた事務所です。すでに24ヶ所つくりました。最新のものは3月17日オープンしたばかりです。今後29番目まで派遣する弁護士も場所も決まっております。現在派遣する弁護士が、勤務先を辞めるための仕事の整理や引き継ぎをしており、それが整い次第、4月から11月にかけて開所する予定でございます。

最初に開所した島根県浜田市は、派遣された弁護士が島根県に定住して自分の事務所を開業することになりました。もとの公設事務所にはまもなく新しい弁護士を送り込んで、ひま

わり基金事務所を復活する予定です。このほか、20カ所で弁護士を募集しており、今後順次埋まっていくでしょうから、いずれ49ヶ所になります。今後は3ヵ年計画で、100の大台に乗せたいと考えております。

ゼロワン地区の解消（2～3頁）

全国の地裁の本庁・支部の所在地（253地域）で、弁護士がいないか、1人しかいない「ゼロワン地区」がいくつあるのかという点です。平成8年4月段階では78、本年2月25日現在は57に減りました。0地域は減っていますが1地域の数が増えています。これは0地域に人を送り込んだ結果、1は増え、0が減ったということです。今後この1を2にしていくことが必要です。253地域中のゼロ地域78が57になったのは、私たちの運動の成果かと思えますが、これをますます加速しなければならないと思っています。

3頁目は、ゼロ地域を赤、ワン地域を青にして地図に示したものです。北海道は0と1が非常に多く、関東はほとんど色がなく、弁護士数は比較的そろっていることがわかります。

4頁は、公設事務所と法律相談センターの設置状況をまとめてグラフにしたものです。0が18ヶ所。1は、39箇所になります。法律相談センターも公設事務所も全く何もないというのが、0地域では1カ所、1地域では3カ所です。ここれはなんとかしていかなければならないと思っています。法律相談センターだけがあるというのは、これが一番多くて、40カ所です。弁護士1名地域39カ所については、法律相談センターと公設事務所いずれも設置している所が8カ所です。

5頁は「法律相談センターの設置推移」です。

6頁には「無料・有料法律相談件数」の資料です。無料相談は、弁護士が協力して県・市町村など自治体やっているものも積算していますが、すべて網羅できてはいないので、実際の法律相談件数は、これよりはるかに多いと思われます。有料法律相談は、弁護士会が自らやっているもので、正確な数字でございます。2002年度では、両方で50万件の相談を受けております。

7頁には、相談後弁護士に依頼し、受任された件数で、2002年度で約3万6,000件ということであります。

弁護士過疎対策の活動費（8頁以下）

日弁連の公設事務所と法律相談センターの運営に関しては、日弁連に「ひまわり基金特別会計」を設けております。会員全員から月額1,000円、年額12,000円の特別会費を徴収しておりまして、年間2億4,000万円ぐらいになります。これを各種の弁護士偏在対策の支出に充てております。平成11年度から始まった制度で、12年度から本格稼働し、この年は約1億5,000万円ほどの支出です。今年度は、約2億5,900万円ほどの支出予測です。収入は年額2億4,000万円ですから、2,000万円ほどの赤字というのが、今年の見込みでございます。

支出の内訳は、法律相談センター維持費、これは赤字のセンターが随分ございまして、補填が1億6,540万円。それから、ひまわり基金法律事務所の設置・維持費用、事務所賃借費

用などとして貸し付け、今年度は大体 8,500 万です。

この関係で、一般会計からの支出もあります。日弁連の一般会計は、約 39 億円強の予算規模ですが、そのうち、毎年約 2,000 万円前後が、調査費とか弁護士過疎対策を担当する委員会の開催費で支出しております。

さらに、10 頁をご参照ください。単位弁護士会もまた別にそれぞれ支出をしております。例示として A (大規模会)・B (中規模会)・C (小規模会)の弁護士会を上げておりますが、A は第二東京弁護士会、B は京都弁護士会、C は福井弁護士会でございます。その規模に応じて、このような支出になっております。

11 頁には、今後ゼロワン地域解消のために公設事務所を設置するためにどの程度費用がかかるか試算したものです。0 地域 18 ヲ所には 2 つ事務所を置かなければいけない。1 つだと、0 が 1 になるだけで、2 にならないのです。ですから 36 ヲ所事務所が必要です。1 地域は 39 ヲ所ですから 39 ヲ所。両方で 75 ヲ所ということになります。1 ヲ所あたり大体 500 万かかりますから、3 億 7,500 万になります。必要な弁護士は 75 名です。

12 頁は、これらの活動に対する各弁護士会毎の負担の状況をまとめています。小規模会は青森、中規模会は兵庫、大規模会は第二東京弁護士会を、典型的な例としてあげておきました。

13 頁以下は、各地の法律相談センターの活動の具体例として、島根の石見法律相談センターを紹介しています。相談件数、テレビ電話会議システム、各地の弁護士会からの支援状況、自治体をはじめ関係各機関・法律扶助協会・暮らしの相談センター・日弁連交通事故相談センターなどとの提携もしております。

当番弁護士制度の運用状況

21 頁からは、当番弁護士制度の資料です。2002 年度では、勾留件数が約 13 万件、この内派遣件数が約 5 万 4,182 件で、41.9%が派遣依頼をしたということでした。その中で弁護の依頼があったものは約 1 万件で、派遣件数の 20%弱となります。このうち、資力的に困難で法律扶助協会の立替制度を利用したものが 6,300 件。別に少年事件の扶助も約 2,000 件あります。

24 頁からは、この当番弁護士制度の運用資金に関する資料です。初回接見費用と初回接見通訳費用は弁護士会と日弁連が負担しています。法律扶助協会で負担しているのは、その後弁護の依頼があった刑事被疑者弁護援助費用と少年保護事件付添援助費用です。

日弁連は、この費用を捻出するため、現在、全会員から月額 4,200 円の特別会費を徴収して、当番弁護士等緊急財政基金を作り、費用に充てております。内訳は 25 頁にあります。2002 年度には、5 億 1,600 万ほどかかっており、年々ふえてきています。さらに、先ほどお話しした扶助協会からの援助費用も、協会に対して弁護士会から資金援助しており、これが 2002 年度で 6 億 2,900 万ほどになります。これらをあわせると、日弁連として 11 億 4,600 万ほどの支出となります。

以上が、日弁連の取り組みの現状でございます。

(2) 総合法律支援法の概要と課題

資料 14-2 が法案です。資料 14-3「総合法律支援法の概要と課題」のレジメは、文章中、日弁連が要求をしてそれが通ったものを四角の枠で囲ってあります。

運営主体の組織

独法準用法人の、非公務員型とされました。これは、役員及び職員が公務員であることを要さないというタイプです。現在、独立行政法人は約 100 ぐらいございますが、非公務員型は 40 近くあります。非公務員型とすべきことは、日弁連が強く主張したところです。

理事長・理事について

裁判官、検察官は、現職も、退官後 2 年以内の O B の方々についても、理事長、理事への就任が禁止されました。

業務範囲

振り分けや情報提供を行う「司法窓口業務」、それから「民事法律扶助」、新たに起訴前も加わった「公的弁護」、「弁護士過疎対策」、「犯罪被害者対策」、「自主事業」です。弁護士過疎地では、扶助対象とはならない事件の受任もあり得ます。

犯罪被害者対策

当面は、資料や情報提供のみにとどまりますが、自主事業としてそれ以上の活動もできるという含みがありますし、この秋以降、改正の動きがでると言われております。日弁連としても、事業範囲の拡大を目指します。

自主事業

国の金を使わず、法人自ら判断して自主的に事業を行うものを、「自主事業」と呼んでいます。現在法律扶助協会でもこれができることになっており、現在、国から助成金のでない起訴前の弁護や少年付添事件の援助などを、先ほどご説明したとおり、弁護士会が扶助協会に資金を出して、自主事業として行っています。国からお金が出るにはしばらく時間かかるものについて自主事業としてでもやりたいと、日弁連は考え、それを法案に盛り込むよう主張してきました。これが実現して、「委託を受けて自主事業を行うことができる」と規定されました。

責務規定

国や地方自治体と共に、日弁連も、「会員による協力体制を充実し、体制整備のための必要な支援をするよう務める」と規定されました。このセンターが、弁護士会と関係のないところで一人歩きするのではなく、弁護士会がしっかりと関与する組織であるべきだとの考え方から、日弁連もこの責務規定の制定を望んだものです。

弁護の独立性を保障する規定

これは重要な規定です。刑事弁護では、捜査の違法等々、検察、警察とは厳しく対立する

ことがあり、また国や自治体に行政処分取消を請求すること、国家賠償請求訴訟を依頼されることもあります。そういった、国家権力と対立する場合には、国が管理する独立行政法人であっても、そこで働く弁護士の独立は守らなければなりません。これを保障する規定を是非入れるべきだと主張してきましたが、実現しました。

審査委員会の設置

これも重要な規定で、日弁連の要求が実現したものです。このセンターは弁護士を雇用したり、委任をして法律扶助や公的弁護事件などを行うこととなりますが、そういう弁護士に対して、正当な理由なく契約を解除するとか、あるいは解雇をするなどの処分がなされると、事件処理への干渉になったり、弁護の独立にも影響があります。公正な処分を行うには、センターから独立した委員会のようなものを設置して、そこで正当性を判断していただきたいと要求しておりました。法案で最終的にはこれも設置されることになりました。

連携、補完

「日弁連等の取組と連携の下で、これを補完することに意を用いなければならない」という規定です。日弁連では、ご紹介したとおり、各地で様々な取組行っております。地域ごとに、事業の特殊性、地域に応じた展開があってしかるべきです。基本的なものはともかく、東京で定めた事業内容を全部一律にということではなく、地方独自の工夫や運用ができる組織にしていきたい、日弁連のこれらの活動を生かし、補完するようなものとして欲しいと要望しておりました。これが32条3項に入りました。

経理区分

民事・刑事を分離し、刑事についてはオープンエンドの確保ができることになりました。計画的に予算を決めてそれ以上は出さないというのでは、いつどういう重大事件が起きるかわかりませんから、対応できないことが起こり得ます。その様なことにも対応できる経理体制を要望し、これが認められました。

今後の課題ですが、具体的に何をするか、どのぐらいの事業規模とするかは、予算規模にかかりますが、これがまだわかりません。私どもは、ある程度の事業規模、事業のイメージがわかるような書き方なり制度設計をしてほしいと要望してきました。しかしご承知のとおり国の財政状況ということがあり、国側の対応は非常に堅かったわけです。これは今後検討することになっております。法律はできましたが、今後日弁連が、きっちりと財政面の要求をし、検証していかなければならない、むしろこれからこそが大事なんだと考えております。

もう1つは、これまでやってきている同様の日弁連の事業をこれからも発展させていかなければなりません。この支援センターと日弁連が、「連携」と言う程度でないにしても、センターに日弁連が意見が言えるようなシステム、日弁連が関与できるシステムが望ましいと考えております。そこまで法には書かれませんでした。今、法務省と交渉しておりまして、運用として、日弁連の意見を聞くべきだという要望をしております。法務省としては「考え

る」という話をしており、実質的にそのような運用になる見通しとなってきました。

以上、この法案のご報告とさせていただきます。

宮本議長

どうもありがとうございました。休憩を10分とって40分前から第2部を開始したいと思います。第2部は、片山委員のプレゼンテーションとそれから私たち委員の議論を深めたいと思います。

(休憩)

(3) 総合法律支援法案に関する意見交換

井手副議長

それでは後半は私の方で議事を進めさせていただきます。これからは議長もぜひ発言をお願いいたします。

今日は片山委員の方から「住民の視点に立った地域司法について」というレジュメをいただいております。本日の議事のテーマでありますところの司法アクセス、殊に地方における司法アクセスを考えられて非常に示唆に富むものだと思いますので、ぜひご発言をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

片山善博委員

(レジュメ「住民の視点に立った地域司法について」)

「住民から見た地域司法のあり方に関する懇談会」の開催

資料19、2枚目記載のこの懇談会を、一昨年からやっています。これは、司法制度改革が行われているということもありましたが、それとは別に我々の地域から出た課題として、法曹過疎のためになかなか司法の利用ができないとか、消費者のサラ金の問題だとか、いろいろな法律問題が地域に現存してしまっていて、そういうところから、問題をスムーズに解決するために鳥取県における地域の司法のあり方を考えてみようじゃないかということが、期せずして関係者から出てきました。裁判所長さんも非常に快くこの懇談会に参加していただきました。次は、「子どもの虐待防止ネットワーク鳥取」というNPO、3つ目は「いのちの電話」をやっている「心のケア・ネットワーク」というNPO、その次の「ピ・アール・ム」は児童養護施設を卒業して外に出たあと、なかなか自立できない人の社会復帰を手伝うNPO、それから自治体、司法書士会、弁護士会が非常に熱心でありまして、弁護士会からも大勢参加。行政からは私とか、教育委員会、公安委員会、消費者生活センター、こういうもので構成しまして、懇談会をやっています。

懇談会からの提言「住民の視点に立った地域司法について」

この懇談会の中で、司法制度改革をにらんで提言をしようということでまとめたのが1ページ目になります。私も知事という立場でいろいろなところでこの話をするようにしていますし、弁護士会の方では弁護士会の方でまたこれについて話をしていくということにしています。

いろいろ意見が出ました。1から4までにまとめましたが、1番目は、まさに先ほど市川さんからご説明がありました総合法律支援法の中に位置づけられる「支援センター」についてです。これは法案の概要が決まる前の議論ですから、ちょっと違和感があるかもしれませんが、要するに業務内容を本当に充実させて、司法・法曹過疎や、弁護士の敷居が高いとか、アクセスが容易ではないことなどを解消してもらいたいということをもとめてあります。

2つ目はそれと関連しますが、国・中央で全部決めて上意下達式に仕組みをつくるのではなくて、地方自治体がある程度関与できる、各地の弁護士会も関与できるものにしてもらいたいということです。地域には司法問題についてもそれぞれ特色があります。司法の体制が充実しているのか、それとも私たちの鳥取県のように法曹過疎が激しいのかも地域によって違いがあります。その違いに応じて支援センターの現場の仕組みといいますが、体制も変えられるようにする必要があります。

3番目は、もっと日本は司法教育をしなくちゃいけないということです。法律の基本的な理解が乏しいためにとんでもない事件に巻き込まれるということが余りにも多いんです。司法教育というのは、三権分立や最高裁とは、などという制度論じゃなくて、運用論といえますか、国民一人一人の司法との関わり方、司法の利用の仕方、そういう意味での教育をしないとダメだと思います。現状は余りにもひどいです。借りてもない金を払ってみて、後で気が付いて消費者生活センターに相談するとか、そういうのがものすごく多いんですね。せき立てられるように電話で請求されたら、とにかく今払っておけば気が楽になるというような場合が多いんです。日本は、司法教育を、もっと言えば自立教育をしなくちゃいけません。鳥取県は今司法教育を一所懸命取り組み始めたんですけれども、国策としてももっと日本全体に司法教育をしてもらいたいということです。

4番目は、これはまさに法曹過疎の問題で、弁護士だけではなく裁判官が不足しているという現状もあります。裁判官もゆとりを持って公正な的確な裁判ができるように、その環境を整える必要があるでしょう。弁護士会の方から出た意見ですが、検察官もそれなりの人数を確保する必要があります。

まだほかにもいろいろありますが、一応これらをまとめていろいろなところに提言しつつあるところです。

今日お伺いした総合法律支援法との関係でいいますと、なかなか我々が期待していたような法案になっていないという印象を実は受けます。市川さんのおっしゃったとおり、まず細部がわからない。私もこのいただいた法案をざっと読んでみたんです。これが現下の、例え

ば鳥取県なんかで本当に困っている問題を解決するため、アクセスポイントを増やすとか敷居を低くするとか、司法を身近にするとかということのために本当に役に立つのかなという疑問を持ちます。

私も実は霞ヶ関に長くいましたので、その流儀は大体わかります。法案を見る際の着眼点というのはやはりあるんです。これを見ますと、どうも法を作るのが目的だったような気がするんです。それはなぜかというと、本当に必要なものを純粋な気持ちで作る場合には、その業務内容が明快に入ってくるんです、なるほどと思うように。このセンターの業務を見てみますと、一体何をするんだらうかという感じで、明快な目的が見えない。逆に、情報提供、資料収集などという言葉は目的が不明瞭な典型で、これには眉につばをつけなきゃいけないという気がします。情報提供のほかには、国選弁護とか、法律扶助とかということですが、それは従来からもありました。それを一括して、そこに国費を投入するというのではないかと思います。

一番一生懸命書いてあるのは組織のところで、その役員などですね。これは官僚が関心があるんです。理事長、理事、監事はどこの役所の人になるのかという、この辺なんです。法務省とか金を出す財務省とか、各省庁の中で株を1つこちらに寄越せとか、そういうことをやって決めているのではないと思うんです。日弁連の皆さんはご存じないかもしれませんが、霞ヶ関村ではそういう流儀で仕切っているはずなんですよ。どうも何か胡散臭いような感じがしてならないんです。

ただ1つ評価しているのかどうか、ちょっとアンビバレントなんです、「地方自治体が出資できる」と書いてあるんです。これはおそらく地方に本拠地を設けるので、その場合には地方も出資金のような形でお金を出しなさいということだと思っただけなんです。ある意味では国は地方の金を期待して、「ずるい」という面もあるんですが、逆に言えば地方がお金を出せば、ある程度地方のニーズに応じた地方の拠点を作れる余地があるということにもなります。そこは使しようだと思いますけれども、いずれにしても何か余りぱっとしないなという感じを受けてしまうんです。

これから我々もぜひこの法案に対して、さっきの提言のような形でものを言っていこうと思います。さらにこの法案をじっくり見て、まだまだ意見がありそうなので、言っていこうと思いますけれども、ぜひ日弁連でも、本当に従来わが国が期待していたものができるのかよく検証されて、今後是正の取り組みをぜひされたらどうかと思います。

井手副議長

先ほどの休憩時間に、このセンターについては、一体本来の目的は何なのかよくわからないということを雑談していたんですけれども、片山委員からご説明を受けまして、なるほどなと思いました。

片山委員

これは天降り先をつくるためかなと（一同笑）

井手副議長

そうは言いながらも法律は恐らくできてしまうことになりまして、あとはいかに実際に地方の人たち、あるいは司法過疎に悩んでいる人たちのために役立てるものに変えていくかというところがこれから重要になってくるかと思えます。それについてもまさに日弁連の役割は非常に大きいのかなと思えます。

先ほどの鳥取の意見書は非常によくできたものだと思うんですけども、地方分権型のサービスを実現するためには、声を大にして言っていかなきゃならないところかなと思えます。ただ今の片山委員のご説明を手がかりに、皆様の意見やご質問を出していただければと思いますが。

清原慶子委員

本日尾崎副会長からご説明いただきましたように、司法制度改革審議会の意見書が出てから、それを実現するというを目的とした時限立法で内閣に置かれた司法制度改革推進本部の動きの中で、今回の国会にこれだけの法案が出されたことに関しては、私は日弁連の皆さんが、この推進本部と良い意味での緊張関係を持ちながら、ご努力をされた1つの成果ではないかと改めて思いました。

特に今通常国会に出されている10本の法案の中で、私はたまたま検討会の委員ですので、多少思い入れがあるのを許していただければ、「裁判員制度」と「刑事訴訟法の改革」によって、国民の司法参加が実現し、それを保障するための「公的弁護制度」が実現するためには、それを運営するための総合法律支援法がなければならぬ、これがなければ裁判員と刑事裁判の改革が成立しない、実現しないと思っています。そういう意味で、片山委員がおっしゃったように、確かにこの条文では何か具体的な姿が見えず、まず条文中の「総合」という言葉に拡散された部分があるとは思いますが。しかし第10条に「日本弁護士連合会等の責務」が書かれていて、32条に「支援センターは日弁連などとの連携のもとで、これを補完することに意を用いなければならない」と、何か余りすっきりしない言葉ではありますが、いずれにしても本質論としては、司法制度改革の中で、まさに裁判所と検察庁という国の組織だけでなく、日弁連、弁護士の皆様の活動というものが、法律の中でかなり明確にすべく位置づけられている点は重要視しなければいけないというふうに思いました。

でも逆に言うと、日弁連の皆様の活躍、活動にかなりが委ねられてしまっています。例えば裁判員制度を5年後に実現していくため、この公的弁護制度を実現していくためには、総合法律支援のあり方が、かなり早い段階で望ましい姿を見せる必要があります。

質問なんですけど、日弁連の皆様は、この2004年3月の段階で法案がこういう形で上程され審議されていく中で、日弁連の役割や責務ということについて改めて感じておられることと思いますが、それを実現するためには、例えば片山委員や私のような地方公共団体が、どうのご協力を、具体的にはどういうことをすることがその動きを促進することになるのか、

そのあたりを一、二聞かせていただければありがたいなというふうに思います。条文では非常に曖昧なものですから。

今三鷹市では日常生活の中の問題について、市民の方の相談業務を他の機関と連携してやっているのですが、今までは日弁連という組織との連携ということは特に経験がないものですから、何か具体的にヒントがいただけたら、対応していきたいという思いであります。

市川副会長

今回の法案で何が獲得できるのかというと、今あるシステムや取り組み、試みに、さらにプラスされるものであるということです。今、日弁連も、自治体の皆さんも、関連士業の方々もやっておられる様々な相談活動などがあります。新しい組織ができた結果、これら既存のものがなくなって、結果として、差引きプラスマイナスゼロになってはいけないわけです。そのところを、国も含めてまず確認することが大事なことだと思います。そうすると、全体として、お金も今までよりかかるし、人も要るわけです。お金のことは政府に、場合によっては自治体等々にお願ひし、ハードの面は用意していただいたとして、人を出すこと、日弁連は人を出すということになります。

実は人を出すのも結構大変なんです。個々の弁護士にとっては人生を変えることにもなりかねません。自分の店をたたんでそっち（センター）へ行くということになると、有形無形の負担が結構あります。あるいは司法修習生から成り立ての弁護士をすぐに出すわけにはいきませんので、弁護士としての研修をする事務所を斡旋し、トレーニングしてから出すなどの準備が必要になります。当然その過程では費用もかかることになります。そういう金銭負担も含めた有形無形の活動を、日弁連はしていかなきゃいけないだろう、それが私どもの責務だと思っております。

地方自治体には、これまでの活動をぜひ維持していただきたい、できればその試みを拡大していただけないかと思っています。実は法務省の中にこの日本司法支援センターの設立準備室が4月1日に発足することになっており、そこに日弁連からも何人か出せと言われております。その中でも、私が申し上げたような考え方を、法務省にきちんと持っていただいて、新しい組織を拡大していくとことになればいいと思っています。片山知事がご指摘のように、どういう拠点を全国に何箇所つくるのかなどは、具体的には全然答えていただけないのが現状で、そのために、その中身は、まさに知事おっしゃるように「眉つばじゃないのか」という方たちはいらっしゃいます。

少なくとも、これは現状より拡大していくんだということの確認が重要です。いろいろと伺ってみると、財務省のガードがかたいということを知っております。このために法案に書き込めなかったことが随分あるそうです。立法の過程の詳細は私も必ずしも全部をわかっているわけではありませんが、課題は、これから山ほど、いっぱいあるという気がいたします。

片山委員

市川さんが言われるとおり、この新組織は、トータルとして拡大するものじゃないといけ

ないと思うんでよね。それを前提としてですけれども、仮にこの法律による支援センターができて、ここに書いてあるような業務をしたとした場合に、日弁連でやっていることが少し肩の荷が下りるとかということもありますよね。日弁連の金銭的な負担は、こっちがちょっと肩代わりしてくれて少し楽になるなということになりますでしょうか。

といいますのは、地方団体も今消費者生活センターでの相談、今消費者の抱える法律問題が本当にいっぱいあるわけですよ。それから虐待だとか、DVとか、そういう日常的な法律問題が随分あって、それも別途やっているんですが、このセンターができて、司法へのアクセス、相談がしやすくなるとして、自治体が楽になるのでしょうか。もちろんそこで手を引くつもりはありませんけれども、この法律で、楽になるというのは実は感じられないんです。

どうも今あるものを何となくまとめただけじゃないかと。日弁連から見て少し楽になるという面がありますでしょうか。

市川副会長

細部がわからない今の段階では、何とも申し上げにくいところですね。

法律相談センターは現在 270 箇所ぐらい作っています。今後も必要数を設置していく考え方ではいますが、これは財政的に非常に大変なのです。都市部は比較的黒字で、会財政にそんなに負担にならないものもありますが、過疎地に作っているのは全部赤字、作れば作るほど赤字が増えます。全会員から月 1,000 円ずつ集めているひまわり基金は、年額 2 億 4000 万になりますが、2002 年度はそのうち 1 億 5000 万を赤字補填しています。

人を確保し、育てていくには相当なお金がかかります。日弁連で 100 名を育てるとすると億の金が必要ですが、このセンター構想では、そのお金は出てこないということになります。会内では、この 1,000 円を値上げしなければならないんじゃないかという議論もでき、検討を進めています。楽になるかどうかは私もわかりません。

スタート時の法定合議事件を担うには、約 100 名の弁護士は必要ですが、5 年後には全ての身体拘束事件に拡大され、約 300 名が必要になると試算されています。毎年 20 人から 30 人ぐらい育てても 5 年間で 150 人、スタート時の 100 人と合わせてようやく 250 人です。養成の費用はかなりの額になるでしょう。日弁連が、人の教育に専念できるようになるという、そのような客観的な見通しは、まだ確保されているわけではありません。

片山委員

今、過疎対策は、弁護士の皆さんのボランティア、自己負担によって、本来公共でやらなければいけない部分を支えておられるわけですよね。そこは少なくとも、「肩代わり」という言葉が適当かわかりませんが、今回の法案ではそれは出てこないですね。地方自治体とか弁護士会とか、その他いろんな団体が今やっている取り組みは、連携のもとでこれは継続しなければいけない。しかし今やってることは、そのままやってもらって、国は別に行いますでは、私たちが期待してたようなものにはならないんじゃないかなという気がしますね。

本林会長

この法案だけではなく裁判員制度もそうですけど、今回の司法改革は、日本が遅れている部分を、いかに国際水準にキャッチアップさせるかということが一つの大きな目的だったと思います。例えば裁判員制度も、いわゆるG8、要するに先進国の中で国民が裁判に参加する制度を持っていないのは日本だけでした。それを陪審とか参審ではないこういう制度にまで持ち上げる。それから総合法律支援制度の中で一番大きなのは、公的弁護制度実現です。逮捕されて以降起訴される前は、今まで国の費用で弁護士をつける制度がなかったわけです。起訴された後しか付かなかった。起訴前の段階で国の費用で弁護人を依頼する制度は先進国では当然のことで、日本だけがない。それから資力がないために弁護士を頼めないという方々に弁護士の費用を立て替えるのが法律扶助（リーガルエイド）なのですが、これも日本では法律扶助協会を中心に国の費用を出しているのが年間わずか35億円です、予算が。フランスと比べても10分の1、イギリスと比べたら大体100分の1、2桁違うというようオーダーを国際水準に少しでも引き上げることが必要だったわけです。

法務省はいわば新しい運営主体の所管の官庁にはなりませんけれども、今回の法律をつくる過程で、我々はむしろ法務省といわばある程度タッグマッチを組んで、財務省と総務省に対して、どうやってこの法案をいいものにするかという闘いを挑んだというような実態だったと思うのです。結局、人と物に国からどれだけのお金が出るか、どれだけのもので各地に設置できるかはお金にかかわるわけで、今の財政の中で財務省はこういったものになかなかコミットしようとしません。それから財務省は、逮捕段階で国費で弁護人を付けることについて、犯罪を犯した人に国費を使うことについて国民の理解が本当に得られるのかと、「そもそも論」でくるわけです。先進国では当然のことなのですが、財政が非常に厳しいことを前面に出しながら、今言ったように非常に単純な論法でそれを阻んできました。総務省なんかは、片山さんのように進歩的な方ばかりではなくて、むしろ国費でこういうシステムができるんだったら、財政的に困っている自治体はお金を出すのをやめさせてもらう、要するに撤退させてもらうということをむしろ条文の中に入れさせる、というような動きだったわけです。ようやくそれを、弁護士会・自治体が連携してやっているものはそのまま生かして、将来的にもつなげてほしいということで、何とかこのような法律になりました。

結局国そのものが、市民や社会的弱者にどれだけ法的サービスをするという発想を持つのかという、その原点が問われたわけです。この条文そのもので、どれだけいいものを作っていけるかという問題もありますが、本当はもっとさかのぼって、国の基本的な考え方をかえていかなきゃいけない、それをどうやって将来的につなげていくかということが、最大の問題だったと思います。

法務省との関係では、例えば法律扶助や公的弁護は、弁護士が担っていかなければできないということは実態としてはわかっています。理事長などは、例えば先ほどおっしゃった天下りの人が看板だけで来て、結局理事長が理事を選び、センターの運営を決めていくわけで

すから、何もわからない人が来ても、恐らく現場のことはほとんど関与できないでしょう。法務省の幹部は早い段階からは、官僚OBは絶対理事長にはしない、学者とか第三者などニュートラルな人になってもらうと言っています。基本的には弁護士会に担ってもらって、そのトップにはニュートラルな人をということです。組織的な意味では、総務省、それからお金の面で財務省の壁が非常に厚かったというのが率直な感想です。

片山委員

おっしゃるとおりでね、今一番日本の改革を妨げているのは霞が関なんです。構造的な欠陥なんです。それを変えるのが本当の構造改革なんですけどね、狭い視野で財務省は財務省、総務省は総務省で突っ張りあってる。本当は、おっしゃるとおりプロセスが変わらなきゃいけないと思うんですけどね。

尾崎副会長

推進本部の顧問会議で佐々木毅顧問の御発言で印象に残っているんですが、中央集権的なものになってはならない、各地域の特性を生かしたような制度にしないといけないということです。非公務員型の独立行政法人になりましたが、地域特性を生かした運営を心がけなければいけないと思います。片山委員もおっしゃっているとおり、財務省が今金を出さない、うちは出さないから地方自治体は逃げちゃだめだよというようなことになりました。しかし自主事業はできる形になっています。これは金をつけて委託することになってますので、このあたりをもう少しうまく国から金も出せるような工夫を今後考えていって、各地域の特性を生かした法律サービスの充実に転換していく必要があるんじゃないかと思うんですけどね。

毛利甚八委員

例えば地方自治体のどこかの部屋を一つ貸してもらって、そこに弁護士さんが雇われて、地方自治体からもお金が出て、弁護士会からもお金が出て、ちゃんと収入保障できるみたいな、そういう合体型の動きというのはできないんですか。特に新しく、何かものをつくったりしないで、あるものをうまく出し合ってつくるようなことはできないんでしょうか、サービスを。

片山委員

それはできるでしょう。だけど今は、何か新しい箱物をつくるということは全然問題じゃなくて、今法律相談だとかいろんな司法へのアクセスの問題を、日弁連の皆さんが身銭を切ってやっているわけで、今回はもっとそこに国費が投ぜられなければいけないのにさぼっているわけですね。だから従前のように日弁連は日弁連で、地方自治体は地方自治体でやっているものは続けなさいというのが財務省の態度なんです。今おっしゃったようなものはできますから、地方自治体がお金を出してというのなら、むしろこういうセンターに出すんじゃないかと、独自に作っちゃいますよ。知事が弁護士会に相談をして、何らかのアクセスポイントを自治体主導で作る方が、多分効率的でいいのができると思いますね。

井手副議長

現実に大阪では、自治体と弁護士会との間で法律相談事業をやってきた長い歴史があるんですが、市役所本庁舎1階の非常にいい場所に法律相談コーナーがブースで十幾つあるんです。そこへ相当なお金を、年間5000万くらいですか予算を使って、自前で運用しておられるんですね。

毛利委員

日弁連の公設事務所ですが、2004年に24カ所できているそうですが、開設済みの公設事務所に行っていらっしゃる弁護士さんは何歳くらいの方で、収入はどのくらいあるものかわかっているんですか。

市川副会長

それはばらばらで、定年退職型より圧倒的に若い人が多いです。

毛利委員

その方たちは、1000万とか2000万とか、どのくらいあれば大丈夫なんですか。

本林会長

最初に事務所をつくるとき財政的な支援をしますが、実は独立採算で、結局地元でどれだけの仕事をするかは、その人次第でかなりかわります。また場所によってかなり違うんですよ。

毛利委員

若い時に、そういうところで何年間か仕事をすると副会長になれるとか(一同笑)、そういう特典をつけるというのはどうですか。

尾崎副会長

副会長だと、全然その気になってくれそうもないですね(一同笑)。

公設事務所では、弁護士個人の特定のお客さんという意識はあまりないので、そこで何年か経験を積んで、それから裁判官に任官をするというルートは作っています。

吉永みち子委員

常駐したいという意欲のわくような仕組みがあると、そこで頑張れる。頑張ることによって、その地域の人と司法が近づいてくる、そういうメリットがあると思うけど、「お勤め」という感じではどうなのでしょうね。

今お話を伺って、総合法律支援法というのはすごい要の法律なんだとわかりました。その割りには、改革の方向性にどのくらい沿っているのかということが気になりました。我々は一般に支援される側ですが、その側が全然わからない間にこういうことが決まっていく。既に法案はできているわけで、この段階で、この法律ができることによって、その支援される側が何を獲得できるのかとか、国民と司法との距離がどのくらい近づくのかがよく見えない。事件には110番とか、病気だったら119番という誰でも手を伸ばせるくらいまで近づくのか、そこまではいかないのかとか、そういう具体的なものが見えてこない、本当の司法制度改革の精神が生かされるのかとても不安です。不安だけれども、進んでいっちゃうわけですよ。

そんな状態で、11月がきたから終わりましたよと言われても、一体何だったんだろうということになりませんか。大体改革をする法案を、旧態依然とした人たちが作っているということが、ものすごく矛盾ではありませんか。

片山委員

おっしゃるとおり。

吉永委員

どんな法律を作ろうとしているのかをきちっと情報として提供してほしいんですよ。情報公開していると言っても、意味もわからない言葉が羅列されたものを公開されたって、これは情報公開とは言えないわけです。出された情報を我々が共有できる、法律の言葉を生活の言葉にして共有させてくれるところはどこなんでしょうか。日弁連なのか市民会議なのか、あるいは法務省なのか、恐らくこのままだと、どこも翻訳をしてくれないまま通ってしまって、改革は以上終了、というふうになったらすごく困るなと思います。

片山委員

非民主的なんですよ、この法案は。法務省が所管官庁なんですよ。だから法務省は、「いい案だ」としか言わないんですよ（一同笑）。「実は自分たちは本当はもっともっと理想的なものを作りたかったけれども、財務省はお金出さないというし、総務省は足引っ張るからこんな形になったんで不本意だ」とは言わないですよ、思っている。でも、日弁連は法務省ではないですから、さっきみたいなことは我々に言われますよね。それが本当だと思うんです。それは世間に向かっては言われたんですか。

尾崎副会長

問題点は指摘していますが、やっぱり法案を成立させないというのがないんじゃないかと。

片山委員

それはそうです（一同笑）。

私は本当にいい機会ですから、国会議員の審議に供するためにも、真相を言われた方がいいと思うんですよ。それで混乱しますけど、でも国会議員もばかじゃないですから、ちゃんと修正しますよ。実は昨日国会議員と会ったときに、この話を出したんですよ。この法案をよく理解していないので、それは認識が違いますよ、ちゃんと条文を見てくださいよと言いました。国会議員は法案をザアッと見ますが、説明はみんな霞が関から受け、そこからの情報をインプットされる。したがって、種々議論があったということは何にもわからないわけです。本当は日弁連の皆さんなんか、実はこういう問題があって法案作成過程ではこんな理不尽なことがあったんですよということを説明したほうがいい。

中川英彦委員

日弁連からの意見を聞きましたが、法務省の方に来ていただいてお話を聞いたらどうでしょう。私もこれはプロセスが全然わからないんですが、司法アクセス検討会あたりで利用者からこういうものをつくってほしいと出てきた話ならよくわかるんだけど、これそうじゃ

ないようですね。法務省筋からいきなりポンと、ある日突然こういう構想が出てきたという感じがしますね。どういうプロセスで出てきたのか、あるいは何を目的とされるのか、聞いても良い感じはしますね。

それに、ちょっと気になるのが、さっき片山知事も言われましたけど、法的紛争に限っているんですね、業務の内容。法的紛争がある場合に、それに関連する情報を提供するというようなことになっています。ただね、本当に国民、利用者の側から言うと、駆け込み寺みたいなものがほしいんですね。とにかくそこへ行って相談すれば、ある程度の道筋をつけてもらえる、そういうものがほしいわけです。けれどこれは、「それは業務の内容じゃございませんのでお引き取りください」ってなってしまう。だから弁護士さんをご紹介しましょうとか、そういう話ならばお受けしますけれども、というような、何かそういう感じなんですね。

もしもそうだとすれば、日弁連としてアクセスというのも考えておられるわけでしょう、その辺の協同関係はどういうふうになるのか、アクセスという観点からみれば、ダブルんじゃないかなとも思いますし、その辺もちょっと聞いてみたいという感じがしますけどね。

大川真郎事務総長

一つ説明させてください。このセンターができることで、弁護士会、弁護士のメリットはあるか、経済的メリットはあるかというご質問がありましたが、完全にメリットのある部分が刑事裁判の領域なんです。被疑者弁護が、国のお金でできることになりましたので、私たちは大変楽になります。国がこれをやってこなかったために、日弁連は当番弁護士制度を作って、毎月会費とは別に全弁護士から特別会費を4,200円取り続けましてね、「もうすぐ被疑者国選制度が実現するんだから、もう少し頑張れ」というふうに引っ張ってきました。この制度ができて、5年後に必要な弁護事件が全部その対象になったら、我々の出費はその点についてはなくなるというメドがたちました。

片山委員

それがこの法案に盛り込まれているわけですか？

大川事務総長

そういうことです。この法案はそのために検討されることから、出発し、後に民事が加わっていったという経緯がございます。だからといって、私たちは4,200円の毎月の出費をやめるかどうかは、まだ決議しておりません。なぜなら少年事件の付添人などについては全く手つかずのまま今回の改革は終わりそうだからです。子どものために私たちは出勤しないといけないということもありますから、お金の問題ですぐに軽くなるというわけにはいきませんが、少なくとも被疑者国選については、今後大変楽になるということは事実です。その点については、評価していただきたいと思っております。

片山委員

どこの条文がそうですか。

大川事務総長

30条3号が「国の委託に基づく国選弁護人の選任に関する次に掲げる業務」を定めています。そのイは「・・・国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知すること」、そのロは「国選弁護人に選任された国選弁護人契約弁護士にその事務を取り扱わせること」と規定しています。

裁判前の被疑者段階で国選弁護人を付けることの法改正は、この法律には書かれていません。今回同時に改正される予定の刑事訴訟法の中に、書いてあるのです。刑事裁判の手続きはそちらに委ね、それを実際に担う組織の問題は、この総合法律支援法に委ねる形になっているのです。

土屋美明委員

この法案の経緯について、私などマスコミが取材したこととして、若干お話ししたいのです。経緯は本当によくわからない部分があったんです。司法アクセスの改善については、法律相談などのワン・ストップサービス、つまりそこにいけば全部悩み事は解決できる、そういう場所を作ろうということで、「司法アクセス検討会」で検討されていました。一方で、刑事の被疑者に弁護士を付けて裁判の段階に持っていく、そういう体制を作ることについては、「公的弁護制度検討会」で話をしていたわけです。もともと公的弁護制度の方が、本来話としては大きかったです。しかし私が政治家などいろんな所で話を聞いてみると、どうも公的弁護制度そのものだけに国のお金を使う形で新しいものを作ることは認められないという方向が非常に強く出てきたんです。先ほど触れられましたが、悪いことをした人のために何で税金を使うのかというむき出しの話が出ちゃったんですね。私は、この制度は日本の司法が現代的な姿に変わっていくために本当に必要な制度だと思うので是非つくるべきだと言っていますが、それがなかなか理解されない。そこで、それに司法アクセス促進、民事法律扶助、犯罪被害者の支援だとか、いろんなものをくっつけて一つの組織をつくるならば、悪い人だけにお金を使わせるわけではないから、全国民が納得する制度になる、それだったらいいということになった。それがこういう制度を作ることになった経緯だと、私は認識しております。

ですからこの司法ネットの中身については、名称も含めて公的弁護制度検討会でも、司法アクセス検討会でもされてないわけです。先ほど片山知事が言われたとおりで、霞が関の方々だけで構想を作ったという感じかと私も思っています。財務省の抵抗は非常に強く、国民の負担が増えるものは絶対作らない、そういう言葉で説明していました。ですから、現在国からこの関係でいろんな名目を出している予算をそのまま横滑りさせて、たとえば民事法律扶助予算だとか、そういうものを合算して100億円ぐらいの規模だったらすぐにできるでしょうという態度でした。そこを上積みして、本当に望ましいものをつくるには、私は200億円、あるいは300億円ぐらいを投じるべきだと思ってるんですけども、とてもそんな規模にはならない感じでした。

最後の仕上げの段階は、非常に不透明だったという印象を持っています。ただ、できたものについて考えれば、ない状態よりはまだいいというふうに私は思っています。

本林会長

たしかに、片山さんご指摘のとおり、国がどういうふうに市民や被疑者にアプローチするのか、どこまでお金を出すのかということなど、真剣な論議をしてから立法すべきなのですが、今回の司法制度改革は、司法制度改革審議会の意見書にのっとった改革を今年11月までの3年間で終えるということになっています。その期限までに立法されないと、その後またゼロから議論することになってしまう可能性もある。審議会の意見書が被疑者に国のお金を出して弁護体制を確立する制度を提言してくれたのは非常に画期的なことで、それを取り込んだシステムをつくることに対して、弁護士会としては反対する立場はどうしてもとれない。それを前提としてより良いものをつくるというアプローチで、とりあえず財務省とか総務省とある程度やり合っても、できるだけいいものをとりあえず創り出すという立場でやってきたのが実情なんです。

さっき中川さんがおっしゃった、国民が一番困っているのは、何か問題が起きた時に、それが法律問題なのかということすらわからない、どこへ相談に行ったらいいか、裁判所なのか弁護士会なのか、あるいは司法書士に頼めばいいのか、その振り分け作業をやる窓口が絶対要るだろうということです。そもそも司法ネットという発想を小泉首相が言われ始めたとき、そういう一般の市民の方々がどこに行ったらいいのか、窓口のさばきをやる場所が必要だという点がかなり強調されました。この総合法律支援法案の業務に「情報提供の充実強化」がありますが、これが、困って駆け込んできた人に、「あなたはどこに行きなさい」「これが一番いいですよ」「これは法律問題じゃないから別なところへ行きなさい」、などの振り分け作業を懇切丁寧にするものです。この作業をやる窓口は、日本中にかなりの数つくらなければいけないという発想です。

市川副会長

既存の相談窓口にも、例えば弁護士会や自治体の窓口にもその振り分けを勉強してもらって担当させるという発想もあることはあるんです。業務としてはさきほどの被疑者段階も含めた国選弁護の仕事が多くなります。

それから30条4項には、司法過疎対策が国の事業として明記されました。これまでは認めてくれていませんでしたから、その枠組みができたことは前進です。

問題は、予算をどれだけ出してもらえるかがまだ見えないことです。予算の問題、実際に具体的に運営する組織の姿形をどうつくっていくかは、これからの話ということですが、さきほどお話した「設立準備室」に日弁連も関与してやっていくことになるでしょうが、財務省の壁は相当厚いので、日本の国全体のあり方として、道路やトンネルばかりつくっていないで、このような国民サービスに支出をシフトするなどの広い議論が必要になってくると思います。

尾崎副会長

組織のスタートは遅くても 2006 年 12 月なので、2006 年度予算が最初の勝負どころでしょう。組織はそこまで作ります。刑事訴訟法の改正案の中で、いわゆる被疑者段階弁護を国選弁護に加えるという改正が加えられております。その国選弁護は全体を支援センターが扱うという構造になっております。公的弁護は理解を得にくいので、あまり表に出さないで、このような変則的な形をとったという面もあるようです、確かに。

片山委員

このセンターに新しく公的弁護を担わせるということは、条文からは読めませんね。一番肝心なところがわからないように仕掛けをしてあるというのはいけませんね。

そこは議会で堂々とやったらいいと思うんです、国会で。問題点を隠して議論が起きないようにするところが、日本の一番不透明な部分なんです。霞が関で決まってしまって、国会では大事なことは全然表に出ない。この辺の構造を変えなければ、私は日本の社会は変わらないと思うんです。その社会を変えようというのが司法制度改革の一つの大きな目的だったと思うんですが、結局、従来の不透明な社会の仕組みの中で、この改革も行われるというのは、私はちょっとどうかなという気がしますけどね。

尾崎副会長

司法改革法案もそうですが、日本の場合は閣議の決定で法律が出てきますね。議員立法の形ならそのようにしやすいのですが、閣議で決定して通すために、反対する人がいる場合は、事前に条文に少し手を入れるとか、そういうことはあるようですね。

片山委員

法案作成過程でいろいろあったやり取りなんかを国会に全部情報提供したらいいと思うんですよ。財務省はこういう態度だ、総務省はこうだとか、そういう素材を全部提供して、その上で国会議員に判断させたらいいんですよ。今それをみんな口ぬぐって言わないでしょう。だから、「これ変じゃないか」と言っても、財務省は「いいえ。全然そんな指摘はありませんでした」というような態度をとれることになりますよ。

井手副議長

被疑者公的弁護を実現するために、やむを得なかったような状況なんですか。

尾崎副会長

というより、今次の司法制度改革の最終期限までに法律をつくらないと、今後いつできるか見通しはないので、我々としてはここ 3 年のうちに法律を全部つくるという基本方針できていますので……。

片山委員

今までの霞が関の掟の中で物事を考えられていたら、そうだと思うんですよ。司法制度改革というのは世の中をよくする改革なんです。国会議員だって、ちゃんと議論すればちゃんとわかりますよ。霞が関の中で納めようとするから、そういうわかりにくいことになってい

くのではないですか。

吉永委員

日弁連のご努力で獲得された部分もちろん意義があると思うんです。ただ、皆さんが必要と思ってるところを突き崩せば、なにがしかのそこから得られるものがあるはずで、その壁のところまで立ち止まるとはいけないわけです。一回産んじゃったものは、問題が起きたときに直ちに改正できにくい国ですから、危惧があれば、産むまでに、まだ11月まであるんですから、何が可能なのか、ツボはどこなのか、そのツボを探してそこさえ押さえておけば、小さく産まれても子どもは育っていくということもあるかもしれない。でも、ツボのところを妥協してはいけません。そこをフォローすることが、もし日弁連のお立場として難しいのであれば、我々は自由ですから、そのために時間を使い、発言することで、よりよい制度にすることができるのではないかという気がします。素人だから的はずれなことを言っているかもしれませんが、そういう方向を探りたいということです。

市川副会長

この制度は、国民の司法アクセスを改善し得るものなんです。ある意味ではまだ何も決まっていますから、これからどうするかということです。これからの制度設計をきちんとやれば、役に立つものもできるわけです。

井手副議長

長谷川委員はいかがですか。

長谷川真理子委員

私は、大学の独立行政法人化の関係で議員の人たちと話した時の経験から、先ほど片山委員がおっしゃったように、議員の方々は省庁から口当たりのいい説明を受けていて、内容もきちんと把握していない人が本当に多いんだということがよく分かっています(笑)。裏の目的が実はあるとか、こんなことがまかり通っていくようなことがあるんだというようなことを説明すると、よくわかってくださる人は、いろいろ議論はしてくださいました。あのときはちょっと遅すぎたわけですが。

そういう意味では、裏の部分は全部出して議論をするというのは、私は非常に賛成です。それをしていかなないと、いつまでたっても霞が関主導型の、何か裏に別の目的があるような、そういうものが決められて行くことになっていきます。それは反対ですね。一度できると、後で修正することはできないんです。それはこの間の件で本当に身にしみて感じました。

司法制度改革は本当の意味で、日本が、国民自身が自分の自己決定で政治に参加し、司法にも参加するというをつくっていく、その大事なステップだと思うんですね。日本の戦後民主主義というのは、基本的なところで、国民の一人一人が自覚をもって自分が参加している、政治に参加しているということをはっきり出さないで、政治は政治屋さんが、裁判はそういう人が専門にやって、「私は関係ない。自分の幸せだけ追求してればいい」という、割に無責任な国民を大量につくってきた面があると思っています。

裁判員制度にしても、一人一人が、自分はこの社会を運営していく上で実際にどういう役割を果たしているのかということ、自分の持つ専門的な職とは別に、「国民として、市民としてやるべき仕事の一つここにあるんだ」ということを、みんなが納得していかなきゃいけない、そういう社会に変えなきゃいけないと思います。いろんな所で今までの日本の社会が大きく変わらなければいけない。そのためには、今までの枠で考えるのではなくて、いろんな所で、今まではやらなかったやり方を、全部やってみたらいいんじゃないかと思います。

総合法律支援センターができると、一人の市民として私は、何か問題が起きたときにその解決が、今までとはどういう点でどういうふうにやりやすくなるのでしょうか。

例えば最近大学でもいろいろなことがあって、修士号や博士号がとれなかった人から教授が告訴されるなどといった話があるんです(笑)。まあ本人が悪いんだけど、それを自分が必要な情報を得てなかったなどの理由で、大学の先生を訴えたりするのです。そのような時にどうしたらいいか全くわからなくて、私は結局自分の知り合いで法律関係を知っている人から弁護士さんを紹介してもらいました。そういうことが降りかかってきたときに、自分はどのルートによって何ができるか、全然わかっていないということが、初めてわかるわけです。そのときに、自治体でやっている法律相談を利用しようか、私も考えました。あとは自分の個人的な知り合いから弁護士さんを紹介していただくという、この2つしか思いつきませんでした。でもそういう知り合いがいる人ばかりではないでしょう。自治体の法律相談というのがどういうもので、あるいは自分にとって身近かどうかは余り実感がないんです。このセンターができると、どういう点で便利なんですか。今までの日弁連がやってきたこういう活動とは別に、何か特別に道筋を付けることができるのでしょうか。

市川副会長

あなたはここへ行ったらいいですよと「振り分け」をしてくれるのが一つ、もう一つは足を運ばないでアクセスできる、インターネットなどの電気通信回路を使ったそのようなサービス提供も議論されております。

それから弁護士がいない地方には、このセンターで事務所を作って、弁護士を雇いそこに派遣するとといったことをやる。それから犯罪を犯した人には、つかまった段階から、まだ裁判にかけられる前に国費で弁護士をつけることとなります。

詳細な制度設計をする上で一番問題な「お金」がまだわからないので、具体的にどの程度の内容になるか、まだ詳細は見えてきません。

片山委員

ですから、そういう話を議員にされたらいいんじゃないですか。「少なくともここここは評価するので、ここはぜひ法案として通して下さい」「ここここは非常に壁が厚くて法案に書いてもらえなかったから、何が何でも修正して下さい」とかね。そういうところをオープンにした議論をすることが、あの人たちにもいい機会ですよ。

宮本議長

そこがなかなかできにくいんですね。

井手副議長

どうしてもね、プレイヤーになっちゃうと、なかなか……。

宮本議長

先ほど話してたんですが、中川委員がおっしゃっていたように、一度法務省の担当の人をお呼びして、私たちの意見をぶつけたらどうでしょうか。

本林会長

それはきっと来ると思います。

中川委員

ちょっと市川さんに質問が一つあるんですけど、日弁連としてはアクセスポイントの強化をしていくとのことですが、それは、日弁連独自のものはやらない、今回できるこのリーガルサービスセンターを利用して、これとの相乗りでやっていくというお考えなんですか。

市川副会長

日弁連は、「ひまわり基金」を、今後さらに拡充しようと議論しておりまして、これは今回全く関係がありません。私どもの身銭を切ってやっていますが、これは拡充していく方向です。

中川委員

そのことではなくて、今長谷川委員が言われたように、何か問題が起こったときに、どこでどういうふうに相談すればよいか、弁護士さんに頼むのがよいかという入り口の相談は、このセンターに行けば、ある程度は教えてくれるのですが、そこで必ずしも依頼できるのではないようだから、どうもこれは大したことない組織のように思いますね。そうしたらやっぱり、日弁連が、弁護士さんそのもののアクセスを容易にしていかなきゃいけないことになりませんか。そこはどういう議論になっているんでしょうか。

長谷川委員

イギリスにGPと言う地域のお医者さんがいるでしょう。私がイギリスに行って、最初にケンブリッジに行ったときに、「あなたのGPはこの人です」と知らせてくれました。「別に病気でなくてもいつでもお会いになって健康のことを相談してください」と。いつ病気になってもそのお医者さんがあなたを見てくれますよと、ちゃんと紙で知らせてくれて、すごく身近に感じました。そういうような、「あなたの地区の弁護士さんはこの人です、一度お会いになったらいかがですか」というようなのがもしあれば、何か全然感覚が違うように思うんですけどもね。

市川副会長

日弁連として一種の標準をつくって、アクセスを強化することはまだ行ってなくて、各単位会に任されているんです。ご指摘の点については、そういう考えもあるんじゃないかと私も思います。

私が属している札幌では、7、8年ぐらい前から、電話による相談の振り分けをやっております。私が「ハロー弁護士相談」というちょっとおかしな名前を付けたんですが、実は第1番目の電話は横浜からかかってきました、札幌に。「私はこういうことで困っているんで、どこに行ったらよろしいですか」という電話だったんです、相談そのものではなくて。それこそ振り分けを求めているんですね。電話をちょっと待っていて、職員に頼んで横浜のことを全部調べて、その方には横浜の弁護士会の法律相談センターについて、「何曜日にこういう相談をやっていきます、電話で予約もできます、番号は何番です」というようなご案内をしたことがあります。ということで、相談の前段階も非常に重要なのですよね。

吉永委員

弁護士110番のようなものがあって、どの単位弁護士会でも番号は一緒だとかいうことになれば、これは非常にアクセスは簡単になりますね。

井手副議長

そうですね。またこれからはインターネットなどを利用した取り組みもなされていくようですし、まだまだ日弁連の活動も工夫して頂く余地はありそうですね。

(4) 次回の議事について

井手副議長

議論はつきないところですが、時間を既にオーバーしております。この議論は深まっては来ましたが、まだ中途半端な状態ですので、次回のテーマとしては、引き続き今の司法アクセスの問題、それから日弁連の活動、それから総合法律支援法案を含めたことを引き続き議論をしていくべきなのかなと思っております。次回の内容は、また本日の議論をもとに我々の方で整理をさせていただきたいと思っております。また事務局を通じてテーマ設定についてご意見をいただければ、それを反映していきたいと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、次の開催日をきめましょう。

酒井事務次長

各委員のご都合をお聞きしたところ、候補日の中で最もご参加が多い日が6月29日火曜日午後となります。残念なことに今回全員ご出席という日がございました。この日も、実は中川委員と吉永委員がお差し支えという日程なのですが、ご検討をいただきたいと思います。

中川委員

午前中ならいいんですけどね。

長谷川委員

10時半まで授業です。

吉永委員

調整をし直してみます。

宮本議長

法務省にもこの日に来てもらえるでしょうか。

酒井事務次長

では6月29日の11時から、食事をはさんで2時までという時間帯で決めさせていただきます。法務省にはご出席のお願いをいたします。

土屋委員

ちょっと質問ですけど、設立準備室には、日弁連からは入られるんですか。

市川副会長

任期付き公務員として2~3人入ると思います。

土屋委員

よかった。ぜひ入ってください。前回言おうと思っていたのですが、法律の作成過程や政策立案過程にも、弁護士は参加した方がいいと思うんですね、あらゆるプロとしての知識経験を生かしてね。本当にあとの肉づけが大切ですから、ぜひ入っていただきたいと言おうと思っていました。

井手副議長

ありがとうございます。それでは、きょうの議事は一応閉めさせていただきたいと思えます。

3 閉会

酒井事務次長

それでは最後に藤井副会長の方からご挨拶を申し上げます。

藤井克巳副会長

きょうは長時間にわたりありがとうございました。いろいろなご意見をいただきましたが、特に法案作成までに、日弁連がどう関わりあっていくべきか、意義深いご指摘をいただきました。日弁連としては、今後より充実した司法アクセスの実現に向けて努力していきたいと思っております。

私福岡なものですから、一言だけ付け加えさせていただきます。福岡では、少年事件全件に弁護士が付添人として付く制度を作りました。会員が月に2,000円の特別負担をしながら、しかも時間がないところでやっております。これを決めるときは毛利委員にも福岡に来ていただきましたが、あの時の熱気はすごいものがあったと思います。それから精神保健の相談弁護士制度も福岡県弁護士会が唯一実施しております。高齢者に対する福祉の当番弁護士も新規事業として始めました。これらが司法ネットのセンターで果たしてできるのか、その予算は果たしてつくのか、いつまでも我々の身銭でやらなければいけないのではないのか、という不安があります。さらには公的弁護制度がスタートしても、実は身体拘束事件全部を対象と

するまでは時間がかかりますから、当番弁護士についても一定の範囲の事件は弁護士会独自でやらざるを得ないという限界もございます。こうすることで、果たして市民のための司法、あるいは十分な弁護士の活用ができるかという疑問がございます。

このところを克服するためにも、また日弁連が地方の弁護士会をどうバックアップできるかという面においても、ぜひ市民会議の先生方のご意見を十分出していただいて、今後の会の活動につなげていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

きょうはありがとうございました。

- 了 -